

Title	有栖川宮と飯田忠彦
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.3 (1924. 9) ,p.17(360)- 50(393)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240900-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240900-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 有栖川宮と飯田忠彦

自分は先年有栖川宮の御日記を拜見したが、この有栖川宮日記は本誌前號(第二卷第四號)の拙稿「有栖川宮」に附記して置いた通り、當宮の第三世幸仁親王の代(貞享三年)より今日迄で六百數十冊を數へ間々缺落は免れ無いが、略ぼ終始一貫して宮の歴史を語る最好の史料である。(貞享三年以前のもの)は第二世良仁親王(後西院天皇)踐祚の節に、禁裏へ携さへられたと傳へられて居る。(有栖川宮系譜に據る)右の宮日記、幕末のものゝ中に野史の著者である飯田忠彦に關する記事が諸所に散見して居るので、目に觸れる儘に、それを掻き集めると、忠彦の事歴が默叟飯田先生傳略野史印刷本  
北島治房識等に記載するものと多少相違して居るのに心付き、其れ等の訂正旁、宮日記にあらはれた忠彦に關する諸件を記述して、讀者の御參考に供せんと考へた。然し餘暇の無い爲め遂に今日に及び、幸に小暇を得たので、これ等をまとめ、本紙の餘白を割愛して貰ふ事にしたのである。

飯田忠彦は字を子邦、通稱を始め要人、又刑部と云ひ、後ち左馬と改め、別に夷濱釣叟、環山、默叟と號し、防州徳山藩士里見義十郎(兼門)の三男として寛政十年十二月に生れた。幼時より岐嶽凡兒に

異なつて、十三四歳にして略ぼ經史の業に通じ、兼ねて武技にも優れたので藩主毛利侯の近習に擧げられた。其の後文政元年致仕して、阿州八尾に遊び、會ま其の地の郷士飯田謙介（忠直）と云ふ人、忠彦の人と爲りを見て、養子としたが後ち子細あつて其の家を去る事となつた。然し終生飯田氏を稱して居た。忠彦は夙夜學を勉め、大日本史の南北合統に至つて擱筆せらるゝを歎き、其の後を書き續けやうと志して、文化十二年頃より着手し始め、これが完成して即ち野史と名づけたのである。忠彦は文政六年始めて江戸に赴き、天保四年には再度赴いて居る。其の二度目の節には野史の序を撰んだ池内奉時知恩院門跡の侍にて勤王の士も亦、其の地に在つて共に史事を談じ、忠彦は奉時に野史の草稿を見せて居るが其の時已に其の數十卷が出来上つて居つた。其の事は奉時の「野史序」嘉永六年正月の中に見えて居る。

先是天保癸巳、奉時與子邦同在江戸、談偶及史事、子邦因出稿本示之、其已編集者僅數十卷耳

其の翌天保五年十一月廿七日に、忠彦は有栖川宮の家臣太田左兵衛なる者の推舉により同宮に奉仕する事となつたが。その時三十七歳であつたが當時、宮の御當主宮を中務卿ツネヒト詔仁親王と申し、世子の宮を上總太守タカヒト職仁親王と申した。宮日記同日の條に左の忠彦の「願書」並に「親類書」が見えて居る。この親類書は今日吾等の就職の節差出す戸籍謄本に相當し、忠彦の戸籍調べともなる珍らしき史料の一であると思ふ。

年來當御所様御家來之儀、奉願上度、志願御座候得共、不得折空敷罷在候、何共奉恐入候得共、此度太田左兵衛殿以御吹舉、御家來の儀奉願上候、右願之通被仰付被下候半者、冥加至極難有仕合奉存候此段諸大夫御衆中迄、宜御執成御披露奉願候、以上

天保五年十一月

飯田要人印

有栖川宮様御用人御衆中

親類書

一、父

土岐山城守家來河内八尾

飯田謙介

一、母

同家來

飯田忠右衛門娘

一、妹

毛利日向守家來

生田濶妻

一、同

永井左門家來

長島惣右衛門妻

一、伯

毛利日向守家來

粟屋直老

一、同

松平甲斐守家來

飯田新右衛門

一、叔

毛利日向守家來

大家久兵衛

一、弟

飯田彌五郎

一、甥

生田 一郎

一、從 弟

毛利日向守家來

粟屋 圖書

右之外近き親類無御座候以上

天保五年午十一月

飯田 要人 印

當年三十七歲

右の願書の趣を早速兩宮様に披露に及んだ處が、即日御許可となり、其翌廿八日に忠彦は參殿して、世子の宮職仁親王に御目見して、家來無席を仰せ付られ、忠彦はこゝに有栖川宮の家臣となつたのであるがこれ等の事は餘り人の知らぬことと思ふ。この家來無席とは未勤家從と同一の意味で、これと定まつた職務もなく、早く云へば、たゞ家來と云ふ名義のみなのである。忠彦のこの奉仕に就いて、宮に古くより奉仕した老人の談に據れば、野史の史料採訪の便宜を受くる爲めであつたといふが、恐らく其の通りであらう。同年十二月廿七日、忠彦は改名を願ひ出で、要人を改めて刑部と仰せ付られて居る。其の後ち天保十年秋迄は特記すべき事もなく、同年十一月廿二日に大和法隆寺村の中宮寺門跡の御語來となり、同廿三日上太子叡福寺より日光山御門跡に願ふ額の事に就いて關東に發向した。其の史料は中宮寺門跡の日記である春秋簿、同日の條に左の如く見えて居る。

廿二日

有栖川様御家來飯田刑部、當御殿御語來被仰付、參殿申ノ刻上、太子叡福寺義ニ付、關東下向被仰付

候義ニ付御對面、御料理御菓子、御餞別金貳百匹、御足袋一足被下候

廿三日記載の先觸の中に

右者當宮御用ニ付、御家來飯田刑部來ル廿三日發足ニ而、日光宮ニ爲御使、東海道筋致下向候間、書面之人馬可差出候、尤舟川渡等前宿より致通達、差支無之様可致候也

右の御語來かたらいとは御語合とも書き、「御手傳」の事で今日で云ふ臨時雇とか、囑托とかいふ事にほゞ相當するのである。中宮寺門跡は宮の御親類で、當時有栖川宮織仁親王の王女榮暉女王が御門主であつた。忠彦の關東下向の事は右の如く明かであるが、其の歸寺並に同寺辭任の年月日に就いては、同寺の日記を再三調べたが、(十二年の日記缺)其の記事を缺いて居て、明かにする事が出來無い。然し同寺日記、天保十一年十月十二日の條に

去七月十三日、飯田刑部、寺社役河野五郎左衛門に相尋候處、同十八日此寫之通相違無之趣、相答候旨申越候、舍人より被申聞候、尤飯田刑部事未在府之由候事

又有栖川宮日記、天保十二年正月廿一日の條に

一、參 殿 國產干瓢 一箱箱 飯田刑部

此度從河内上京仕候ニ付、伺御機嫌獻上之、兩宮様御座間ニ而、御對面被仰付、御菓子被下之と見える事によりて、恐らくは天保十一年の暮前後に歸寺したものと思はれ、又寺を辭した後、河内に

居住して居つた事がわかつた。(默叟飯田先生傳略には「後辭中宮(寺宮、再任大坂)」と記してある)

天保十二年冬より忠彦は宮の臣鎌田隼人と共に知恩院門跡の御語合となり、翌十三年三月廿三日にそれを免せられ、其の旨を宮に届け出で、居る。(宮日記廿三日)知恩院門跡も亦、同じく宮の御親類で、當時は織仁親王の王子慈性入道親王が御門主であつた。(右の御語合となつても宮の無席家來たる事は少しも變ら無いのである。)又同年五月十二日に始めてツナヒト韶仁親王御息所實枝宮の仁和寺御成に供奉して居る事が宮日記に見える。この時は韶仁親王、御息所並に王子王女御一緒の御成で、供奉の人数不足の爲め、忠彦が臨時に加はつたものと思はれる。次に同年八月六日以下の宮日記には飯田左馬と記してあるので、此の頃再び改名して刑部を左馬と改めたものと思はれる。

其の後も天保十四年九月十三日には左の如く病氣靜養の爲め當分休暇を願ひ出で、十八日に御聞濟となつて居る。

奉願口上覺(日記九月十八日條)

私儀

追々結構被仰付難有仕合奉存候、此上爲冥加精勤可仕之處、性質多病眩暈之症ニ而、從來難澁仕候ニ付、爲養生國許湯治ニ罷越、緩々加養仕度候、依之甚奉願上兼候得共、他國中暫之間御暇被下置候様奉願上候、此段諸大夫御衆中迄、宜御沙汰被成下候様奉願上候、以上

九月十三日

飯田左馬印

御用人御衆中

右願書空頭及披露候處、御聞濟ニ付其段御用人へ申達ス  
其の後も三年を経て弘化三年に再び休暇を願ひ出で居る。亞いで嘉永元年四月三日には病氣全快に付  
き左の如く再勤を願ひ出で、同月七日に御聞濟になつた。

奉願口上覺

(日記四月  
七日條)

私儀

數年疝癰並脚病ニ付、上州草津温泉ニ入湯療養仕度段、去々午年(弘化三年)追願仕、三ヶ年之間御暇被下  
置、入湯療養全快仕、難有仕合奉存候、仍而今般歸京仕候ニ付、御届奉申上候、就而者相應之御奉公  
相勤申度奉存候間、格別之以 御憐愍、願之通御許容被成下候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、此段  
諸大夫衆中迄、宜御取繕御沙汰被成下候様奉願上候、以上

嘉永元年戊申四月三日

飯田左馬印

御用人御中

右願書、月番及披露候所、被聞食、仍而其旨御用人エ申達ス、但御入興御婚禮、彼是御用繁ニモ相成  
候間、不日御語合出勤可被仰付旨も、内意申達置



右の如く忠彦は天保十四年九月より嘉永元年四月に至る迄で、足掛け六ヶ年は病氣靜養であつたと云ふが、この間に江戸に趣き、東叡山學寮に入つて博く書を讀んで居たので、病氣靜養は表面上の事で、實はこの間が忠彦の野史の著述に全勢力を注ぎ、東奔西走し巨利秘閣の藏を採訪した時であつたと思はれる。忠彦がこの再勤の始めは御語合として、幟仁親王の御息所岸君(二條齋信女廣子)の入輿に預つて居るが、其の後ち入輿の事もお滞り無く相ひ濟んだので同年七月廿九日には願ひ出で、宮の別邸である夷川別邸(芳井御殿)に勤める事になつた。當時同邸には弘化二年二月以來、詔仁親王の御息所實枝宮が住はせられて居つたのである。忠彦の別號に夷濱釣叟とあるのは、即ち夷川てふ地名に因んだのである。

(芳井御殿に就いては史學第二卷第四號「有栖川宮」の四九頁を參照せられたい。)

忠彦は、この別邸に勤めて居つた間に、かの野史本紀二十一卷、列傳

二百七十卷は完結したのである。野史は今更ら記す迄も無いが、文化年間より嘉永四年迄で拮据三十有餘年の歲月と二千餘部の史料を參考して、後小松院天皇より仁孝天皇まで二十一世、四百二十餘年間の史實を大日本史の體裁により録したものである。然し今日傳はる野史(○印刷本)には仁孝天皇紀と文恭公傳(○十一代家齊)の本文を缺いて居る。それに就いて竹中邦香は其の校刻野史序(明治十四年四月)の中に「今坊間所傳輾抄寫者、而皆逸仁孝天皇紀及文恭公傳、蓋當事幕府之事、多忌諱或避而削之歟」と記して居る。然し後ちに記する通り、明治三年に宮より野史出版を願ひ出でた時には、二百九十一卷とあれば、全部あつたものと思はれる。兎に角右の二卷の今日世に出ない事は、誠に遺憾なことである。忠彦は嘉

永四年五月二十九日には野史完成の祝賀の宴を催され、人々題を分つて歌を詠し詩を賦して居る。其れを集めたものを「野史竟宴」と題し、印刷三十冊本の引用書書目の次に載せてある。

### 野史竟跋

自古士之有豪氣者、必有風韻、而韻豪不能兼全者、固不足算也、若源子邦豈其人耶、子邦成童潛心於修史、殆忘寢食、到今茲嘉永辛亥五月、克竣其業、因卜二十九日、設酒食以宴朋友、余又幸與焉、各分題詠歌賦詩、命曰野史竟宴、而恐其散佚、淨書以壽梨棗、蓋示不負將伯之意也、嗚呼子邦古成大業、以達其豪氣、且會朋友以養其風韻、豈所謂韻豪兼全之人也與、因以識盛事、爲之跋、近江守重胤其の翌五年正月廿一日には、野史の完結して、多少餘暇を得た爲めであらう、歌道の爲に轍仁親王に入門して誓狀を奉つて居る。同年六月には「進野史牋」並に「野史自叙」を書いて居る。この牋の文中に「然大王殿下、垂宥含弘、而照察臣繼志事之誠意、恭荷殿下之啓發、得塵乙夜之清覺云々」と、轍仁親王に野史を一部獻したのであるが、宮日記の中に其記事を缺いて居るのは遺憾である。然し聞く所に據ると、宮には忠彦自筆の野史が藏せられてあつたとの事である。

忠彦は兼ねて尊王の大義を唱道し、此の頃より前後して勤王の士鶉飼吉左衛門、春日潜庵、梅田雲濱、藤田東湖、大橋訥庵、橋本左内等と交はる様になつたと思はれる。殊に鶉飼吉左衛門は當時京都の水戸屋敷留守居役で、常に種々の用向の使者として宮に往來して居る事が宮日記に見え、それ故忠彦とも深

交があつたものと思はれる。水戸家は宮の御親類で、織仁親王の王女吉子女王が藩主齊昭(烈公)に嫁しておられる。其の後ちは特記すべき事は無いが、安政五年の春には、忠彦は織仁親王の世子太宰帥熾仁親王に度々講釋を申し上げた事が見える。何を講釋したかは不明であるが、その折々に國事に就いても亦お話申上げたものと考へられる。

この年十二月に、忠彦に意外の禍が降りかゝつて來た。それは同月六日、宮の諸大夫豊島伊勢守泰盛と共に突然、京都町奉行に呼び出され、その儘留め置かるゝ身となつたことである。當日の宮日記に町奉行よりの達しが載せてある。これは奉行より御附武家を經て中山大納言に渡し、同大納言より宮へ渡されたものである。即ち

有栖川宮御家來

豊島伊勢守

飯田忠彦

右者共に尋之儀有之候間、附添人差添、今六日九ツ時長門守御役所に被差出候様、尤何れも代人ニ而は、尋之次第不相分候間、病氣ニ候共、押而本人可能出旨、其筋ニ御通達有之候事

十一月六日

右の呼出狀に依り兩人は附添人岡村小膳、鎌田司馬と共に即刻小笠原長門守役所に出頭した。この時

熾仁親王はそれを御物見より御覽になつて落涙せられたといふことで、それは忠彦の安政六年十一月廿六日親戚の生田盛衛（知穀）に與へた書面の中に記してある。

乍併去冬中奉行所へ出候節、若宮様御物見ヨリ御覽被遊、御落涙被遊候由承リ、心魂ニ徹シ難有、君臣御合體之場ニ逢、慶長庚子之度、鳥居彦右衛門伏見城ニテ討死之由被聞召、東照公小山之御陣ヨリ西ノ方へ御向被遊、暫ク御落涙被遊候ト申事慶長記ニ載有之、時節ハ違候へ共、此君有テ此臣有リト乍不及身命ヲ抛テ、此君へ微忠ヲ盡シ度存念ニ御座候

同月廿一日に忠彦一人は揚屋入となり、武家傳奏より宮へ其旨を達して居る。

先達より追々及掛合候、有栖川宮御家來飯田左馬儀、吟味中御役所ニ留置候處、今廿一日改揚屋入申付候云々

忠彦の留置、揚屋入の間は宮の家來同列或は仲間の者より度々差入をして居る。次いで同廿五日には愈々吟味の爲めに關東に檻送られる事となつた。同日の日記に傳奏廣橋前大納言より渡された左の町奉行の達が載せてある。

#### 町奉行より御附エ之紙面之寫以、被達左之通

追々及掛合候、有栖川宮家來飯田左馬儀、松平和泉守殿依御差圖、石谷因幡守松平久之亟方ニ而、吟味之筋有之候旨申來ニ付、今廿五日江戸表へ差下之旨被申候、此旨有栖川宮へ御達可被成様致度候、以上

十二月廿五日

その後、檻送並に江戸滞在中の事柄に就いては、忠彦の同年十月十一日生田盛衛（知穀）に與へた書簡によつて、略ぼ其の概要を推知する事が出来る。これは長文ではあるが参考までに左に附記して置く。

珍敷變事ニテ、出府中一書申入候。中略然ハ某儀去年十二月六日京都町奉行小笠原志摩守役所へ被呼出、吟味中役所被申付、廿一日ヨリ揚屋入、十二月廿五日松平和泉守殿御差圖ニヨリ、江戸表へ差下ニ候、道中綱乗物ニテ、當正月九日江戸着、町奉行石谷周防守達ニテ小笠原家へ被預、二月十三日呼出ニテ、奉行立會改而小笠原家へ預候由達、三月四日呼出ニテ有栖川宮水戸殿へ御親縁有之、御文通並ニ次第等尋有之、七月十日呼出、若宮様建白文書、某加筆致候哉トノ詰問云々、九月十日呼出、飯泉喜内ト申者へ、水戸殿へノ勅書之寫相送候次第吟味、十月二日呼出、口上申附候子細ハ、若宮様御上書ニ某言上候始末御認有之、結局之處夷人共近海測量致シ、追々侵掠增長致シ、往々邪宗ヲ布施シ人心ヲ蕩シ候事抔、速ニ御制斷無之候テハ、日本國之衰弊ト可相成旨申事、加筆ハ不致トイへ共、自ラ加筆致シニ相當、並ニ勅書ノ寫ヲ差送、宮家奉公之身分ニテ、別テ尊崇モ可致ヲ、輕卒ニ流布爲致候事、且ツ文書中ニ向來世上變事可然ナト相認送候事、輕蔑致ス道理ニ相當御吟味ニ相成ト申文書也、尤種々枝葉有之トイへドモ、主意ハ如此意、同月七日呼出、別紙之通申渡候、主意ハ若宮様御上書ニ

自ラ加筆候ニ相當、並ニ勅書送候段不埒ニ付云々。中略 某モ大厄難トハ存候へ共、全ク帥宮御方御身代ト心得、舊冬京都出立之朝、都出るけふの餘波も何ならん、君にかはれる旅路とおもへは。中略 兼テ一命ヲ果候覺悟ニ罷在候所、思之外小笠家へ被預、丁寧之取扱ニテ、存外之餘命ヲ繫キ、今般無事ニ歸京致シ候事高運ト存候。中略

一此度某之大慶ハ、著述之野史吟味中伯耆守殿之詞ニ、其方著述之日本野史ト尋有之、是迄謹讓度々來候野史へ、日本之文字、評定所ニテ寺社奉行ヨリ被附、實以満足致シ、口書ニモ載有之、吃度已來稱シ候共、可然ト存候、御一笑、中略 某ハ至極壯健ニ相成、益〇〇之志發候、世上之轉變高見之見物可然ト相樂申候、草々頓首

十一月十一日認

環 山 叟

忠彦は右書翰に見える如く、水戸家へ勅書の寫送附の事、若宮熾仁親王の攘夷建白書加筆の件に據りて遂に罪狀が定まつて、歸洛の上百ケ日の謹慎を命せられる事となつた。右の熾仁親王の建白書は宮日記に留めてあるが、これは同年三月十三日に、傳奏廣橋前大納言に差出された長文のもので、當日の日記に今般亞夷一件不容易事と存候、過日は條約書令一覽候、懸念千萬ニ候得共、令言上度候、則差出候間此段宜御沙汰頼存候也

三月十三日

熾 仁

## 廣橋前大納言殿

## 東坊城前大納言殿

右の約條書云々とは、記する迄も無いが、米國との通商條約書の事で、其の勅許の爲め、同年三月上旬に老中堀田備中守、勘定奉行川路左衛門尉、目付岩瀬肥後守の三人が上京して、九日參内の上傳奏を經て一書を上り、該條約の勅允を請ふたのである。當時公家の多くはたゞ外夷の攘斥をのみ極論し、又諸藩士の誘導により從來佐幕方であつた鷹司前關白と、反幕方の九條關白と其の賛否の地を換へ群議たゞ囂々として、兩派の抗爭愈々熱烈を加へ、勅答も亦定まらずして、三月十二日夜には現任の公卿等合して三團となり、百五人九條關白邸に赴いて、鷹司前關白の議に同意を迫り、又其の翌十三日には非藏人等六十人も亦九條關白邸に來り條約の勅許なき様に請願する等京都は極めて騒がしかつた。此の時に當つて熾仁親王には攘夷の議の建白書を草してそれを傳奏に差出すと同時に、又九條關白(尙)に使者を遣し「此度墨夷申立之一條に付、關東言上之次第に付、各衆被爲在候趣、帥宮(熾仁親王)にも過日條約書取御拜見之上は、御存意茂被爲在候ニ付、今日武傳廣橋前大納言殿迄、御差出ニ相成候間、此段御届被仰入置候」と口頭を以て届けられて居る。

今般亞夷一條從關東言上相成、即今朝堂之儀ニ不預候得共、藩屏之末ヲ辱シテ、國家之大事ヲ不忍坐視不顧恐言上仕候事

頻年醜夷濫入東海誘フニ交易之道ヲ以シ、次ニハ合衆國トノ和親ヲ勸ム、毫モ其請フ處ヲ拒ク時ハ、群夷連結シテ大炮軍艦ヲ以來侵ント云ニ紕惑セラレ、無智ノ屬吏共利欲ニ眼闇ミ、虛竭戰慄シ、皇國之大恥辱タルニ心付ス、辟易逡巡スルニ乘シテ、終ニ登營シテ謁見シ、數條ノ盟約ヲ申請フ中ニ、彼カ甲幹ヲ日本地數ヶ處ニ在留セシメ、恣ニ横行シテ、邪宗ノ制禁ヲ毀等ノ數件、全ク彼カ奸謀ニ陥リ事終達 天聽、衆議ヲ建白シ、宸襟ヲ惱スルニ、至恐懼千萬最不便之至也、抑弘安文永之度ハ武夫共戰爭ニ心ヲ盡シ、防禦數度ニ及ヒ、神明之威風ヲ以テ、西海ニ沈滅セシメ了、中頃將軍家天下ニ命令シ、西洋ノ邪宗嚴ニ遏セリ、今條約ヲ結フハ、邪毒ノ病將ニ骨肉ニ入テ、今是ヲ拒絕セスンハ、蕩々タル神國永彼カ屬下トナリ、清潔タル國土ヲ醒臭ノ穢地ト成シ、鏡ニ掛テ見ルカ如シ、且踏繪ノ法ヲ毀時ハ、邪宗門大ニ流行シ、皇國古來ヨリノ神道ヲ察セラレ人偏ノ道ヲ乘シ、國內ノ人心亂離シテ、實地ヲ喪ヒ、神怒リ人怨ミ、天變地妖交々臻ト雖、屬吏等魂魄ヲ奪ハレ、醜夷ニ信明シテ、邪毒ヲ流布シ、皇國ヲ汚ス、實ニ國ノ蟲賊憎ムヘキノ大ナル者也、宜醜夷應接ニ抱ル者共ヲ黜ケ、外寇ヲ拒擊セスンハ、西戎北狄漸々ニ蟻附シ、皇國ノ膏腴ヲ啜盡シ、犬羊ト部倍ヲナシ、士民塗炭ニ苦ン、歎クヘク憂フヘシ、仰願クハ一刻モ早ク勅ヲ征夷府ニ賜テ、外賊ヲ征伐シ、四海無事ナラシメンコト、地ノ利ハ人ノ和ニ不如、速ニ干城之諸屬ニ勅旨ヲ布告セシメ士民心ヲ一致ニシ、努力嚴戒シテ、天滅ヲ萬國ニ照耀シ、永世不易之供基ヲ保護セシメン事ヲ眷願、熾仁謹言



三月十三日

○右御存慮書料紙奉書ハ紙四ツ折上包同紙、裏ニ緘、尤各御直書也

さて忠彦は前述の如く、評定所に於て數回の鞠問を受け、やがて罪狀定まつて「謹慎」となつたので有栖川宮よりは忠彦を迎ひの爲め九月十七日家臣田口傳と云ふ者を江戸に差し遣した。傳は着府の後ち忠彦を伴ひ十月十四日江戸を發足し、同月廿六日に歸洛した。其の翌廿七日に京都町奉行小笠原長門守役所迄に忠彦の歸洛の上、從前の芳井御殿長屋に謹慎の旨を届け出で居る。其の翌安政七年(萬延元年)の初めに至つて、其の謹慎も満期となつたので、同二月八日京都町奉行小笠原長門守役所に呼び出されて「押込之儀差許」と申し渡されたのである。こゝに於てこの事件は終了した。(以上日記摘録)猶忠彦と共に町奉行に呼び出されて吟味せられた、豊島伊勢守は前年(安政六)十月廿七日に「強而不埒之筋も無之候間一同無構候段、可申渡旨松平和泉守殿御差圖之旨云々」と無罪放免となつて居る。

豊島泰盛は、竹堂と號し、有栖川宮諸大夫正四位下治部權大輔兼筑後守茂文の嫡子で、蔭を以て正六位下に叙し、伊勢守に任せられ、後ち累遷して從四位上大宰小貳に進む。夙に勤王の志厚く、幕府の專恣を憤り、熾仁親王の建白書を忠彦と共に代作し、又當時の志士と共に連結して國事に奔走したので、安政五年十二月六日忠彦と共に京獄に下り、六年二月廿九日に家屏居となり、九月廿七日赦された。又即日出仕の命を賜はつて居る。文久年間戸田大和守谷森内舍人等と山陵の事に關し拮据盡力し

其の功を以て三年二月廿七日朝廷より感狀を賜はり、其の勞を賞せられたのである。此年病死し年三十九、明治二十四年十二月十七日忠彦等と共に従四位を贈られた。

忠彦、泰盛兩人は全くかの安政大獄の餘波を受けたものであつたことは、先きの忠彦の書簡中に見ゆる如く、飯泉喜内に關係して居る事實によつても明かである。

飯泉喜内は名を友輔と云ひ、旗下の士で、朝幕不和の折り、京都に上り三條家等の公家に入し、小林良典、村上正禮と交り祈の言と云ふ書を作つて、大いに幕府の失敗を罵つた。歸府の後も尙ほ京都の志と常に密書を往復し、安政五年秋幕府の浪士の舉動を注意する時、下田の陣營を窺ふたので捕はれ、翌年十月死刑に處せられた(十五年)始め京都の志士等の關東の事情を知つたのはこの喜内の功によるとの事であると云ふ。喜内捕らはるゝ時、幕吏其の家を探搜して多くの書類を得たので、これにより遂に安政の大獄を起する至つたと云ふ。其の取調書に喜内の名が第一番にあるので、世人この大獄を名づけて飯泉喜内初筆一件とも云ふのである。

さて忠彦は自由の身となつたので、兼ねて希望の通り深草の里に退隱し、知邊の人々が時事を問ふも黙して語る事なく、後ち剃髮して默叟と改名した。宮日記三月三日(萬延元年)の條に右の如き口上覺が載せてある。

### 口 上 覺

追々及老年、其上近來逆上、強難澁仕候、依而剃髮默叟と改名仕度、奉伺願候、此段宜敷御執成奉願上候、以上

申 三 月

飯 田 左 馬

右成基及披露候所、被聞召、其旨御次當番ニ申達ス

翌壬三月廿六日忠彦は右の改名御禮として、宮に參殿した事が宮日記に見えるが、これが蓋し彼の最後の參殿と思はれる。

同年三月三日かの櫻田變があつたので、忠彦は兼ねて勤王の諸士と深交あつた處から、又しても不審を蒙つて、五月十四日再び捕らはれの身となつたのである。宮日記同月十五日の條に

從伏見奉行より御附へ紙面之寫

以書狀致啓上候、然者拙者支配所大龜谷村内山門上乘院抱屋敷有之處、右抱屋敷ニ當時有之候、飯田默叟と申もの、尋之筋有之候ニ付、拙者御役所ニおいて、一通リ相糺候上取調申、其儘留置申候、右之趣其筋へ、早々御通達有之候様、致度存候、以上

五月十四日

忠彦は其の後も奉行所最寄りの宿屋に宿預となつたのであるが、憤懣やる方なくして、同月廿二日暮

六時頃、脇差を以て、咽喉を突いて自殺を企て。同廿七日其の爲め遂に卒去するに至つた。年六十三歳これ等の事は宮日記廿四日、廿八日に掲げてある伏見町奉行より御附武家への書面の中に詳述しある。廿四日の條には

最前及御掛合候、拙者支配所大龜谷村之内上乘院抱屋敷ニ、當時罷在候、有栖川宮家來飯田默叟義、尋之筋有之候ニ付、拙者御役所ニおいて、一ト通り相糺候上取調申、其儘留置候、追々取調罷在候、右默叟義、先當御役所最寄宿屋ニ差置候、此上取計方之儀ニ付、酒井若狹守殿へ伺申、昨廿二日暮六時分、右默叟自身之脇差を以、咽を突、疵付候間、早速組與方同心共差遣、様子被及見、檢使見分之者差遣し候處、全性質短慮相變候義ニ相聞候、勿論存亡之程者、難計候へは、取調中ニ付、先其手厚ニ疵療養可相加置候、尤右之段若狹守殿へ申達置候義ニ付、右之段御承知、委細ニ其筋へ、御通達有之様存候事

五月廿三日

廿八日の條には

最前御掛合および置候、拙者支配所大龜村之内山門上乘院抱屋敷ニ、當時罷在候、有栖川宮家來飯田默叟儀、去ル廿二日暮六ツ時分、自身ニ疵付候間、爲致養生置候所、何分深疵ニ而、追々及疲勞、終療養不相叶、今廿七日申下刻相果候ニ付、組之者爲見届差遣候所、別書之通、相違無之段申出候、依

之所司代相伺、右死骸取計方之義ニ付、早急有栖川宮家來ニ、申達候義在之候間、其筋に御通達有之  
右家來早々當御役所に、罷出候様、御取計有之度候

五月廿七日

是に由つて宮よりは、同日家來神子島左膳を伏見町奉行所に遣はされ、其の後ちも屢々家來の者を伏  
見に遣して、其の始末を爲し、やがて遺骸を京都市上京區河原町二條上ル、高田山内龍源寺に葬つた。  
其の法論は志信院默叟理現居士と云ふとのことである。

其の後ち王政復古して、朝廷に於ては明治二年三月廿三日舊幕時代殉難の勤王諸士の靈を洛東靈山に  
招祭せられたが、忠彦も亦其中に加はり、宮よりは島津鞞負が差遣された。其の時の達が宮日記二十日  
の條に見えて居る。

有栖川宮家來 飯 田 忠 彦

右舊幕府執政之頃より、勤王之志厚、鞠躬盡力之内、徳川氏役方之者之ために被迫、終に非常之死を  
遂げ、可憫事に候、方今王政復古之時至り候ニ付、生前之刻苦忠勤を追慕し、來る廿二日於靈山、靈  
魂を招祭するもの也

三 月

京 都 府

○廿二日執行の祭典は都合により、翌二十三日に延期執行せられた。維新志士遺芳帖には、廿二日、大日本人名辭書には廿四日とあるは孰れも誤である。

翌三年六月九日忠彦の遺志により其の遺著野史を當宮の藏板として刊行する事となり、左の如く開板を願ひ出でた。

覺

一、大日本野史

全部

二百九拾壹卷

合冊して九拾九卷

右者當宮家來飯田左馬著述仕置候處、今般上梓被致度、依而者兼々左馬存生中申立置候通、宮藏板ニ被致度、且製本弘通之儀者、京都書林田中屋治兵衛、大坂書林河内屋喜兵衛、河内屋吉兵衛、防州書林入升屋茂兵衛共へ申付度、何卒開板御差許相成候様、奉願候、以上

庚午六月九日

有栖川宮内 栗津正五位

京都御政府

○右寫一通添、原本九拾九卷合冊差出す。

然る處同年八月廿四日東京の宮本邸へ左の達があつて、國史編修參考の爲に獻納を仰せ付らるゝ事となつた。因つて宮へ金五百圓、忠彦へ編纂の功を追賞せられて、金百圓を、夫々下賜せられた。宮日記九月七日の條に

有 栖 川 宮

其家人飯田故左馬遺著、大日本野史上梓藏板之儀願出候處、今般國史編修ニ付、御用相成候條、獻納被仰付候、依之別紙目錄之通、下賜候事

庚午八月

太 政 官

有栖川宮家人 飯 田 左 馬

亡父故左馬儀、畢生力ヲ修史ニ謁シ、野史之大著述ヲ成シ候段、奇特之事ニ候、今般國史編修ニ付、御採用相成候、依之御褒美別紙目錄之通、下賜候事

庚午八月

辨 官

有 栖 川 宮

有栖川宮家人飯田左馬

金 五 百 兩

金 百 兩

○野史の傳略、大日本人名辭書等には忠彦に金五百圓を下賜とあるは誤である。

其の後ち忠彦の養子文彦(三重縣永島三華第三子)は竹中馨徳と謀り、訓點を加へて野史を印刷刊行する事となり、

明治十四年一月廿二日文彦は宮邸に出頭して、熾仁親王に其の序文を願ひ出でた所、親王には忠彦と特別の御關係もあらせらるゝので、早速御快諾遊ばされ、四月五日文彦に其の染筆を下賜せられた。これ即ち印刷の野史卷頭に掲げてある「野史序」である。

野史序

野史二百九十一卷。爲余家舊臣飯田忠彦所修。蓋源光圀所修大日本史。絕筆於南北合統。忠彦有志于續撰。自金遺石室之藏。以至巨祠名利之祕。旁搜博採。拮据四十餘年。終克爲茲編。於是明德以降四百年之間。治亂成敗忠奸淑慝之跡。歷歷如指掌。其功豈矣。自王綱解紐。史官之廢久矣。光圀修之於前。忠彦續之於後。然光圀以雄藩之資。賴諸名儒之助爲之。忠彦則一介書生。獨力辨之。其勞不啻天淵焉。光圀之書已經奏覽。賜以嘉名。刊行布世。野史則成於幕府之時。事多忌諱。以故隱晦不行。維新之初。朝廷置史官。首徵茲編。乃以一本奏進。辱蒙褒賞。賜金幣。忠彦地下之喜可知也。頃日男文彦爲加訓點。活刷公千世。來謁序。余舊誼不得辭。爲辨一言。

明治十四年三月

陸軍大將二品大勳位熾仁親王撰並書

其の後も明治廿四年十二月十七日には、忠彦殉難の功を追賞せられて、當時の志士と共に從四位を贈られた。

忠彦の著書としては野史二百九十一卷の外、諸系圖八十卷、黒御所譜、門跡傳、有栖川宮系譜、國史姓名譜等各々若干卷がある。忠彦は和歌を善くして、其の短冊の世に傳はるものも亦少く無い。

安政五年正月元旦江戸に送らるゝ途中白須賀宿にて

思ひきや消なんとせし露の身を、ふたゝひ草にかへすへしとは

富士を見て



いつとても富士は不二なりさりなから、けふほとはれてみるときはなし  
獄をゆるされ東路よりかへるとてうつ山にて

此はるは夢に越しか宇津の山、うつゝにかへるつたのそほ道

臘 菊

春ちかくなるとも花のしら菊は、しるやしらすや香に匂ひぬる

秋 田

落穂ひろふ賤かかとたに子すゝめか、ちよとよふも哀なりけり

梅天風雨

愛宕山吹おろす風に五月の、くものけしきははれ初にけり

寒樹交松

露は霜にうらかれはつるこのまより、まつの操は顯れにけり

在 明 月

かくれゆく山たになくはあり明の、月はあくまでみるへきものを

題不知(深草の里より京の友に送られたるもの)

深草の草はしけりに茂るとも、道たにあらは行かひもせん

猶附記して置くが、有栖川宮には忠彦の筆に成る八枚折屏風一双がある。一は帝王系圖で、即ち神武天皇より孝明天皇の皇子女まで詳記し、他は藤原氏大中臣氏卜部氏の系圖で天八十萬魂尊より幕末に至り、其の端に「安政乙卯(二)初夏源忠彦印印」とある。印は朱で方一寸餘にして、上のは(源印)とあり下のは(子)と刻してあり、兎に角世に珍しいものである。

さて以上は、有栖川宮日記を通讀の節書き集めて居いたもの並に他の二三の史料を羅列した迄での事で、若し讀者の御參考ともならば、實に望外の幸である。(大正十三、三、六記)

## 補 訂

原稿送附の後、本文を補訂すべき二三の史料を發見したので左に記す。

(一) 印行野史記載の默叟飯田先生傳略、殉難録稿を始めとして、忠彦の傳を記したものは、忠彦を防州徳山藩士里見義十郎兼門の三男と記してあるが京都町奉行吟味書には、同藩生田教次男と記してあり、初め同藩中松尾喜藤太の養子となり後、故あつて離縁となり、更に河内國八尾の飯田忠右衛門の養子となつたと記してある。右の吟味書には忠彦に取りて馨しからぬ事實も見えるが、史料として左に掲げる。

〔京都町奉行所吟味書〕

有栖川宮家來

飯 田 左 馬

年六拾壹歲

申 口 書

右左馬儀、防州德山毛利淡路守家來生田教次男ニ有之、同家中松尾喜藤太養子ニ相成、小姓役勤仕罷在、色情筋ニ付退役被申付、養家不縁、更實家へ立戻リ、其後河内國八尾在寺内村大庄屋ニ而、苗字帶刀地頭土岐山城守ヨリ差免有之、飯田忠右衛門養子ニ相成、左馬儀大庄屋勤向いたし居候處、地頭所寄金勘定方ニ付惑亂出來、左馬勤向被差免候付、不快ニ存關許いたし候得共、抄々數無之候付、天保四巳年より有栖川宮家來ニ相成、近習役相勤宛行五石五斗申請候旨、

御小姓曾我權右衛門家來、醫師飯泉春堂養父飯泉喜内儀、在京中三條家々來ニ有之、五六ヶ年以前、左馬著述之日本野史講釋相催候處、喜内儀聽聞罷出度旨、元一條殿家來藤田翁輔養子、當時住所不存、藤田榮之進ヲ以、申込有之、罷出候付、右席ニ而始而近付ニ相成、其後喜内在京中、昨年九月中迄、時々面會いたし候旨、

喜内在京中、江戸表御沙汰書寫、並異國一條風聞書、毎々爲見貫ひ候得共、異國一條之儀者、素々左

馬存念ニ不應候付、強而聞留モ不致候處、當二月末歟、三月初頃ト覺、帥宮より有栖川若宮之儀ニ有之候左馬へ被

申聞候ニ者、外夷一條ニ付、上書可致處一體之主意不辨候ニ付、如何之儀ト被相尋、左馬存念ニ者、外夷之御處置振、彼是異存有之候折柄ニ付、旁外夷之儀我國ニ而者、甚御大切之儀ト相心得候旨、往古文永弘安中、元世祖大軍を以襲來候處、終ニ神風之爲ニ溺沒いたし其後者外國通商と申者、周防國大内家、豊前國大友家而已外國へ交易いたし來候間、其節者唯今之如く通商場所と申者無之、右兩家而已重に通交いたし候故、萬一國中<sub>ニ</sub>之米穀遣候共、一ヶ國二ヶ國之事、其後足利時代ニ至、京堺長崎之者の共、外國へ渡リ通商いたし候事も承リ候處、信長時代邪宗門渡來ニ而、愚民共を利慾を以なづけ、夫々之欲する處へ付込候而、心服爲致來候處、追々邪宗門ニ歸依いたし候を信長者天正薨去以前ニ心付、禁制可致申付歟ト申處、光秀ニ殺逆ニ逢、其事を不果、秀吉其後勘考有之、邪宗門禁制被申出候處、未悉禁制ニ不及、其後東照宮御世ニ相成、彌邪宗門國家之爲不相成ト申儀、御評決ニ相成、堅ク御制禁ニ成、殘ル處清國、阿蘭陀者、邪宗門ニ無之故被免來、唯今以其通ニ有之、全體外夷日本國を望候者、交易而已ニ無之、邪宗を布施候心を重といたし候、左候得共、初發より邪宗と申而者、此方ニ而相手ニ不相成故、先漂流を治として、交易を申立、段々と連結いたし深入候が、外夷之深計ニ有之候と承リ申候、夫故亞夷ハ金銀澤山涌出たと申事より取入、段々深水へ誘入候而、彼ハ存分ニ申募、理不盡に測量なといたし我國を併吞之氣色相見、歎ケ敷事ニ有之、素より日本國產物數之有ル事

ニ有之候得共、外夷數國來リ候而、我國之膏腴を吸取候ハ、蠶之葉を食如く、追々と我日本之產物等を持歸、畢竟ハ日本衰弊之根元ニ相成可申、先外夷之通商ハ程能御止メニ而、日本國萬民御養育專一之段、入説いたし候處、帥宮尤ニ被聞請候旨、

帥宮上書、左馬入説之趣意、又者外堂上方等ニ而被承候次第を以、草稿出來之由相談ニ被下、一覽いたし候處、趣意ニ者異存無之候得共、テニハ之處、少々取直シ差出置候旨、

當三月頃、帥宮より自今關東之事情も承知致度旨被申聞候ニ付、其頃喜内へ右宮御内意之邊ヲ以、江戸表之形勢申越吳候様、書狀遣置候旨、喜内儀歸府後、昨九月以來三月頃迄も、毎々書狀差越候得共、夫迄ハ右書狀左馬限一覽之儀ニ候得共、右三月以來之書狀者、其儘帥宮へ差出、之者緊要之處を書拔差出、三月以來者猶更恐多事共、諱忌嫌疑ヲ乍憚、江戸京之事情風聞等、節々書狀ニ而互ニ取遣りいたし候儀ニ而、右書狀等之内、四月十五日付、五月十七日付之書狀貳通、條約書拔貳綴、並御沙汰書之内ニ書込、堀田備中守殿御上京中御奉書壹綴御同人御歸府後之風説書等一綴、當時所持、其餘之書狀等ハ、反古ニいたし仕舞、所持不致、尤書狀取遣リ之儀度々之儀ニ付、月日等逸々相覺不申旨、水戸前中納言殿より者、御續合之簾ニ而、折々御文通有之候處、當七月頃、右御簾中富宮より、御遠慮中者、暫御無沙汰ニ相成候段、被仰遣候由、帥宮ヨリ承候旨、右左馬吟味仕、申立候趣、書面之通御座候、以上

(二) 次に嘉永五年の春と思考せらる、左の忠彦の文書がある。

新年之御慶不可有休期、目出度申納候、先以御安泰御加歳被成、珍重御事ニ奉存候、當地無支致加年候、御安心可被下候、年頭御祝詞可申述、如此御座候、尙期永日之時候、恐惶謹言

正月十五日

飯田 左馬

(花押)

生田 盛衛様

早春作

春生梅柳中をよめる

春のくる、やなきの糸の、なひくより

さらはとうめも、ほころひにけり

追而、舊年者御歸城之候、御仕立之貴札相達拜見、御揃御安全之條、珍重奉存候、縷々御示之儀、具に不及貴答候、

一、野史竟宴上木出來候所

大殿様

當殿様ハ壹部ツ、内々献上仕度候間、御時宜御伺御献上可被下候、外ニ壹冊其御許へ進入申候、

有栖川宮と飯田忠彦 (武田)

(三八)

四五

余ノ一冊ハ井上並敎學院兩所へ御渡候間、御傳達可被下候、此度ハ部數百部限摺立候間、委行届兼候間、旁宜御傳可被下候、敎學院井上ノ分其詠出、昨年申入候トハ違候半と存候、是又宜御傳可被下候、

一、御上下之事六ヶ敷候、(ムシ)扱々氣毒千萬之義、御心配被下間敷、いかやうにも間ニ合候間、御送ニハ及不申候、

一、惠浮院主モ、舊冬已來りまた不及面會候、其内面會可申候、

一、安田老兄も壯健之由、自是ハ書面も不呈、失禮打過候、別而宜御傳可被下候、往時浪華木亭之傲遊など思ひ出し、御懷敷よし御傳可被下候、

一、大家老隱モ茶事被翫候由、一段の事珍重候、

一、野史跋文、春ハ出來のよし、早々頼入申候、久貝周防守並紀藩より被頼、全部寫、當春迄ニ出來候間、拙作之序、並伊勢守及池内之序とも、一同ニ附遣し度候、旁早々御頼申上候、

一、昨年申入候、萬石已上堂上之

系圖ハ、題于相改文武世系纂要ト名付、凡五十五冊相成候、十四卷系圖ハ正敷ものニ候へとも、世俗ノ三十卷系圖ハ杜撰多く、且佐々木某ノ俗作あらぬ人とも書入、可憎之俗作ニ候、明而後世、世間ニ五十卷系圖と殘候て、拙老ノ作ニ而、即今京都ニ而、二三處傳寫いたし候間、追々ハ世間ニ流

布いたし可申候、御傳聞候ハ、御一見可成候、序文ハ別紙寫入被閱度候、春來先無事勤務致來候、しかし、五斗米之爲ニ膝を屈せられ、不面白消光いたし候、

右の中に「野史竟宴上木出來候所、大殿様當殿様ハ壹部ツ、内々献上仕度候間、御時宜御伺御献上可被下候云々」と見えるが、これは記す迄もなく「野史竟宴詩歌」の上梓せられたので、それを舊藩主なる防州徳山毛利侯父子に獻したのである。この野史竟宴詩歌の上梓に就いて序乍ら少しく記述して置き度いと思ふ。本文に説述した如く、嘉永四年の春、野史が完結したので、同年五月廿九日、有栖川宮諸大夫豊島茂平(泰盛の父)の主唱に據つて、其の祝賀の酒宴が催され、歌人詩人集つて、野史より選んだ、題を分つて、各々詩を賦し、和歌を詠じたのであるが、それをまとめて、野史竟宴詩歌と名づけ、其後上梓したのである。この書の上梓せられた事は餘り人の知らぬ様に思ふが、幸に自分は是を藏し居るので、先達二三の友人に見せた所非常に珍らしいものと云つて居つた。前記忠彦の文書に記しある様に僅か百部と云ふ、極めて部數の少く無いものである。それで本書の大要を參考迄に述べると、木版、七行、美濃紙摺、綴帳で、表紙は薄鼠色の烏子の類で其上に鳳と蝶とが、胡粉で、あつさりと散され、桃色の外題紙が張られてあつて頗る美しい本である。最初に野史竟宴序(六人部宿禰是香)、同(紀殿人長澤伴雄)、次に野史竟宴各分史奉詠と題し、百二十五人の男女の詩歌が記され、最後に野史竟宴跋(近江守重胤)が載せてある。本書の筆者は忌部孝秀である。猶この外「野史竟宴詩歌作者目錄」なるものが



附せられてあるが、これは甚だ便利なるもので、其の作者の氏並に身分等を記してある。参考迄に目錄を記したいと思ふが、紙數を要するから省略して置く。又本書は刊行の年月日を記さず、たゞ終に單に興容館藏版とのみ記してあるが、刊行は恐らく竟宴の年と思はれる。

又右の文書に據つて野史の謄寫を紀州家、久貝周防守より依頼せられて居る事、並に最初は生田盛衛の跋文、本文に説述した伊勢守豊島泰盛の序文をも附する計畫であつた事が知られ、又忠彦の編に文武世系纂要五十五冊のあつた事もわかる。

(三) 忠彦の安政六年冬、江戸より歸洛して、同十一月廿六日に親戚の知穀(生田盛衛)に送つた書狀(本文に記載)中に、「先愚老一代記別紙相添御一見可被下候」とあるが、其別紙の一代記なるものは左の「毫埃來由」と題し忠彦の嘉永七年(安政元年)に録したるもので、野史編纂の始末等の大要を知る事が出来る。貴重な史料の一である。

## 毫埃來由

今茲、甲寅、春、二月、安坐端廬、把筆閑豫、適有客、扣扉而入、乃措筆、煮茶、譚迨古今盛衰時世得失歴史百家之事、客曰、足下嘗修史、其紀年事歷、盡得暗誦乎、否、答曰、我非郝氏、何其能爲、惟從所聞見、摘要拔萃而已、乃採抄錄若干卷、於坐右而視之、客曰惜矣哉、足下多年研思、徒附蠹魚矣、此是真省寫、而不可視諸人、願繕寫以授同志、則亦不爲無裨益矣、然疾書粗暴、文字鎖略、事歷錯置、涉

臘不易、請使人臨寫則如何、予曰、是則起文書草、以不足視人、客曰、足下之意乃然矣、雖然、他日有同學之士、搜索事跡、亦大有益焉、強之再三、予曰、諾、如繕寫則奚勞傭工矣、予性格痼癖、一日止筆、心思朦々、故把筆亦不敢厭焉、客問其故、答曰、予初生而三歲、甚敬愛菅公衣冠之像、或涕泣則所視之乃止、乳媪素鄙野凡下、假文字尙且不識、況於執筆乎、而存乳哺之愛育、遂得補畫聖像、予幼稚之間含乳數責媪則媪把筆畫聖像視之、予則抃悅、甚敬愛焉、迨五六歲未識文字、躬自先寫得聖像、而後就師學伊呂波、而來晨夕嗜筆硯、家世武辨、十三歲入諸技之門、文武並勵勉、十五歲而得疾、匿或謂翻胃、母氏曰嘗聞翻胃之症難治也、子命已逼三年、亦何勵苦之有、宜縱意之所適以養生也、於是廢却諸技藝、放蕩不拘世事、初稟性好系圖學、每讀史謹諸書、欲究三皇五帝而來迨明清、其系之所係、起草探索漢土累代、帝系來處、粗纂修抄寫、殆數十卷、時年已十六初讀日本史、遂棄漢土之學、求日本史之續篇、而不得、故發績史之宿念、幸而疾得瘳、終癡絕文武之業東走西往轉居三四、艱難跋涉四十年余、纂述稍成、而稿初脫矣、初母氏之命雖似不幸、而遊歷四方、適意奔走、亦吾幸於是知母之慈愛亦太之、日夜把筆、記載事歷、未有一日閑暇也、所手書則日本史全書及野史渾三部、其余群籍系譜之類、不遑枚舉、頃年老且病雖力稍衰、不厭不倦如此抄錄亦不屑、客晒而去、於是始起筆、此抄錄之書也、不辨真僞不論邪正、徒從見聞而記載、以供備忘耳、檢覆復勘斯、千本、而省僞撫正、所纂修、則野史二百九十一卷、如此書者、實其毫之埃也、亦積作五十卷、猶未盡于此、他日將繼書焉、今僅記毫埃之所因起、以、叙卷端云爾

嘉永甲寅歲秋七月

夷濱釣叟漫題

自分は幸に前記野史竟宴詩歌の外に、忠彦の短冊、並に自筆自選の年中行事部類等も藏して居る。猶忠彦に關する史料を御存じの諸賢は何卒御垂示に預り度い。

大正十三年五月廿九日野史竟宴の日追記

武 田 勝 藏